

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の電気自動車等の整備の業務に係る特別教育のカリキュラムは、労働安全衛生法第59条第3項、安全衛生特別教育規程第6条の2に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育講座

学科教育

科目	時間
1 電気に関する基礎知識	1.0 時間
2 電気装置に関する基礎知識	2.5 時間
3 安全作業用具に関する基礎知識	0.5 時間
4 自動車の整備作業の方法	1.0 時間
5 関係法令	1.0 時間

合計 6.0 時間

実技教育（充電回路の操作業務）※

科目	時間
安衛則第三十六条第四号の二（対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務）の自動車の整備作業の方法	1.0 時間

※事業者にて実施

令和6年12月1日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

